

茨木市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市議会議員政治倫理条例（令和元年茨木市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市の関係団体)

第2条 条例第4条第3号に規定する議会規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 茨木市土地開発公社
- (2) 一般財団法人 茨木市保健医療センター
- (3) 公益財団法人 茨木市文化振興財団
- (4) 社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会
- (5) 公益社団法人 茨木市シルバー人材センター
- (6) 一般社団法人 茨木市観光協会

(議員個人の請負の状況の報告)

第3条 条例第5条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第4条 議長は、条例第6条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第5条 条例第7条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第7条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して15日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第6条 条例第7条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）により行わなければならない。この場合において、写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

（期限等の特例）

第7条 条例第5条第1項の規定による報告をすべき期限が、茨木市の休日を定める条例（平成2年茨木市条例第15号）第2条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第5条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

（条例第8条の議会規則で定める法人）

第8条 条例第8条の議会規則で定める会社その他の法人は、茨木市土地開発公社とする。

（調査請求の手続）

第9条 条例第11条第1項の地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とする。

2 条例第11条第1項の調査請求書（次項及び次条第1項において「調査請求書」という。）は、様式第4号によるものとする。

3 調査請求書には、条例第11条第1項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）をしようとする市民及びその代表者が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。次項及び次条第1項において同じ。）をしなければならない。

4 前項の署名は、調査請求が行われる日前1か月以内に行われなければならない。

（調査請求要件の審査）

第10条 議長は、調査請求書の提出を受けたときは、茨木市選挙管理委員会に対し、当該調査請求書に署名した市民が前条第1項に規定する者であることの確認を求めなければならない。

2 議長は、調査請求が条例第11条第1項に定める要件（次項において「調査請求要件」という。）を満たさない場合であって補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

3 議長は、調査請求が調査請求要件を満たさないとき（前項に規定するときであって同項の規定による補正命令に従ったときを除く。）は、当該調査請求を却下するものとする。

（政治倫理審査会の組織等）

第11条 条例第12条第1項に規定する茨木市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、議長が各会派（3人以上の所属議員を有するものをいう。以下同じ。）に所属する議員のうちから推

薦のあった者について議会運営委員会に諮って指名する委員をもって組織する。この場合において、各会派は所属議員3人に対して1人の割合で委員を推薦することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、調査請求に直接利害関係を有する議員は、委員となることができない。
- 3 委員の任期は、第1項の指名の日から当該調査請求に係る事務が終了した日までとする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長等)

第12条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、これを公開する。
- 5 審査会の会議の傍聴については、茨木市議会傍聴規則（昭和63年茨木市議会規則第1号）の例による。
- 6 第4項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の同意を得て、審査会の会議及び会議録を非公開とすることができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、学識経験者等を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は委員において処理するものとし、市議会事務局はこれを補佐するものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

別表（第6条関係）

1 写し等の作成に要する費用の額

方法	規格	金額
乾式複写機による作成	日本産業規格	単色刷り 1枚につき 10円
	A列3番まで	多色刷り 1枚につき 20円
録音カセットテープへの複写による作成	記録時間120分	1巻につき 150円
ビデオカセットテープへの複写による作成	VHS方式 記録時間120分	1巻につき 200円
光ディスクへの複写による作成	700メガバイトのCD-R	1枚につき 100円

(1) 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として算定する。

(2) 乾式複写機による作成については、原則として、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

(3) この表に掲げる方法以外の方法による写し等の作成に要する費用の額は、議長が別に定める。

2 写し等の送付に要する費用の額

(1) 方法 郵便

(2) 金額 郵便料金の額

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

茨木市議会議長

茨木市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

茨木市議会議長

茨木市議会議員

訂正届

茨木市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

茨木市議会議長

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

複写申込書

茨木市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

調査請求書

（請求先） 茨木市議会議長

（調査請求代表者）

住所

氏名

生年月日

電話番号

茨木市議会議員政治倫理条例第11条の規定により、次のとおり調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる議員の氏名
- 2 違反する疑いがあると認められる条項
- 3 上記条項に違反する疑いがあると認められる事由
- 4 上記条項に違反する疑いのあることを証する資料
別紙のとおり
- 5 調査請求署名簿
別紙のとおり

